

○大空町住宅リフォーム事業補助金交付要綱

令和4年7月15日

告示第51号

(目的)

第1条 この告示は、住宅リフォームに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民の快適な住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連事業者の振興及び雇用を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 自己所有している戸建ての専用住宅又は戸建ての店舗併用住宅で、居住の用に供する部分をいう。

(2) 住宅リフォーム 次の各号に掲げる工事の総称をいう。

ア 増築工事 既存の住宅の居住部分の床面積を増加させる工事

イ 改築工事 既存の住宅の一部を取り壊し、その場所に居住部分を改めて建築する工事

ウ 改修工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させる工事で、次に掲げるもの

(ア) 基礎、土台、梁、又は柱の工事

(イ) 筋かい、火打ち等による構造補強工事

(ウ) 外壁、屋根等の改修工事、又は塗装工事

(エ) 世帯構成変更等に伴う間取りの変更、段差解消等の工事

(オ) 断熱工事

(カ) 各種内装（フローリング、クッションフロアー、畳、クロス、石膏ボード、化粧合板等）工事

(キ) その他耐久性・安全性等、性能を高めるために必要な工事

(3) 町内住宅関連業者 大空町商工会の会員であって、町内に独立した事業所を有する建築、電気、管、冷暖房、土木等、住宅リフォーム等に関連する業を営む者をいう。

(補助の要件)

第3条 この告示による補助金の交付対象となる住宅リフォームは、新築後5年を経過した住宅で建築基準法等の関係法令を遵守し施工される住宅リフォームとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大空町内に住所を有する者及び大空町内に補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに移住する者であって、当該移住についての確約書を提出した者
- (2) 住宅リフォームを行う住宅の所有者であり、リフォーム完了等後その住宅に居住する者
- (3) 本人及び同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。
- (4) 過去に住宅の改修工事を目的とした補助金を町から受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない者

(補助対象工事)

第5条 この告示において、補助対象となる住宅リフォームは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する自己所有の住宅の工事であること。
- (2) 町内住宅関連業者が工事を行うこと。
- (3) 住宅リフォームに要する費用（消費税等を除く。以下同じ。）が、50万円以上であること。ただし、当該費用には、次に掲げる費用を含まないものとする。

ア 居住部分と居住以外の部分を併せて工事する場合は、その居住以外の部分の工事に要した費用

イ 国、北海道、大空町その他公共団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて工事する場合は、その改修工事に要した費用

ウ 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要した費用（後付照明器具、据え置きコンロ、ストーブ、家具、その他）、
外構工事

(4) 住宅リフォームが補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに完了すること。

(補助金の額)

第6条 この告示における補助金の額は、住宅リフォームに要する費用の5分の1以内とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一住宅又は同一人について1回限りとする。

(補助事業の採択)

第7条 補助事業の採択を受けようとする者は、町長が指定する日までに大空町住宅リフォーム事業採択申請書(様式第1号。以下「事業採択申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 固定資産税課税台帳の写し又は登記事項証明書の写し

(2) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、提出された事業採択申請書の中から、抽選により事業採択を受ける者を決定する。ただし、事業採択申請書の予定補助金申請額総額が予算の範囲を超えない場合は、抽選を行わないものとする。

3 町長は事業採択の可否については、大空町住宅リフォーム事業採択通知書(様式第2号)又は大空町住宅リフォーム事業不採択通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の申請)

第8条 前条の事業採択を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、大空町住宅リフォーム事業補助金交付申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 申請者及び世帯員の町税等の納付状況を町長が確認するための同意書(共同所有の場合にあっては、所有者全員の同意書)

(2) 工事積算書の写し(補助対象工事と他の工事を分離したもの。一式見積りは不可)

(3) 工事契約書の写し

(4) 工事内容を示す図面及び写真等

(5) 住宅の見取り図及び面積表（非居住部分を含む住宅で屋根、外壁等を改修する場合に限る。）

(6) その他、町長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請できる補助金の額は第7条第2項の予定補助金申請額の範囲内とする。

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に大空町補助金等交付規則（平成18年大空町規則第38号）第3条に規定する補助金交付指令書により通知する。

(内容の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が前条の交付決定内容の変更等を行う場合は、あらかじめ大空町住宅リフォーム事業補助金工事変更等承認申請書（様式第5号）を町長へ届け出なければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果を大空町住宅リフォーム事業補助金工事変更等承認（不承認）通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 交付決定者は、住宅リフォームが完了したときは、大空町住宅リフォーム事業補助金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、3月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 施工業者が発行した工事代金の領収書の写し

(2) 工事を実施した箇所の写真（着工前と完成が比較可能な同じ構図のもの）

(3) 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な工事に限る。）

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付)

第12条 町長は、前条の規定により書類を受理した場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し、補助金の返還等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 第4条及び第5条の条件を満たさないこととなったとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までの工事費に係る第8条の補助金の申請及び第9条の交付の決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

3 この告示の失効前に補助金の交付を受けた事案について、第13条の規定に基づく補助金の返還の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までの工事費に係る第8条の補助金の申請及び第9条の交付の決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

3 この告示の失効前に補助金の交付を受けた事案について、第13条の規定に基づく補助金の返還の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

大空町住宅リフォーム事業採択申請書

年 月 日

大空町長 様

住所

氏名

印

電話

大空町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、事業採択申請書を提出します。

住宅の場所

住宅の種類

補助金の交付対象工事（増築・改築・改修）

他の助成等の有無 無・有（ ）

予定工事金額

予定補助金申請額

施工業者

住所

氏名

電話

予定工事期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第2号（第7条関係）

大空町住宅リフォーム事業採択通知書

年 月 日

様

大空町長

年 月 日に提出のあった大空町住宅リフォーム事業採択申請については、（抽選・審査）した結果、採択することとしたので通知します。

なお、大空町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金交付申請手続きを行ってください。

様式第3号（第7条関係）

大空町住宅リフォーム事業不採択通知書

年 月 日

様

大空町長

年 月 日付けで提出のあった大空町住宅リフォーム事業採択申請
については、抽選した結果、不採択としたので通知します。

様式第4号（第8条関係）

大空町住宅リフォーム事業補助金交付申請書

年 月 日

大空町長 様

住所

氏名

印

大空町住宅リフォーム事業補助金の交付を受けたいので、大空町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第8条により関係書類を添付して申請します。

なお、大空町住宅リフォーム事業補助金申請内容確認のために必要があるときは、町税等の納付状況、他の補助制度等の利用状況及び審査に必要な内容等について、関係課から提供を受けることに承諾します。

住宅の場所

住宅の種類

補助金の交付対象工事（増築・改築・改修）

他の助成等の有無 無・有（ ）

予定工事金額

補助金申請額

施工業者

住所

氏名

電話

予定工事期間

年 月 日 ～ 年 月 日

様式第5号（第10条関係）

大空町住宅リフォーム事業補助金工事変更等承認申請書

年 月 日

大空町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付大空町指令第 号にて補助金の交付決定を受けた
大空町住宅リフォーム事業補助金について、その内容を変更・中止・廃止したい
ので申請します。

記

変更の内容及び理由

中止・廃止の理由

様式第6号（第10条関係）

大空町住宅リフォーム事業補助金工事変更等承認（不承認）通知書

年 月 日

様

大空町長

年 月 日付けにて申請のあった補助事業の変更等については、承認（不承認）することと決定しましたので通知します。なお、変更等を承認（不承認）した補助事業の内容は次のとおりです。

記

住宅の場所

住宅の種類

補助金の交付対象工事

予定工事金額（見積り額）

施工業者 住 所

氏 名

予定工事期間 年 月 日～ 年 月 日

※上記の内容等について、変更、中止がある場合は、遅滞なく所定の様式により届けること。

様式第7号（第11条関係）

大空町住宅リフォーム事業補助金完了報告書

年 月 日

大空町長 様

住所

氏名

印

年 月 日大空町指令第 号をもって補助金交付の指令を受け
た大空町住宅リフォーム事業補助金を 年 月 日完了したので、関係
書類を添えて届けます。

補助金振込先

金融機関名・支店名	種別	フリガナ 口座名義	口座番号						